

[事案 2022-335] 契約解除取消請求

・令和5年10月19日 裁定打切り

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、入院等給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年5月に発作性心房細動により入院し、経皮的カテーテル心筋焼灼術等を受けたため、令和2年10月に銀行を募集代理店として契約した医療保険にもとづき入院等給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消して、入院等給付金を支払ってほしい。

- (1) 申込時、募集人に対し、不整脈があると伝えたと、正式な病名を調べてほしいと言われたため、病院へ連絡し病名（非弁膜症性発作性心房細動）を確認して募集人に伝えると、その病名はダメなので「熱中症疑い」と書いてほしいと言われた。
- (2) 自分は、告知書の詳細記入欄の書き方が分からなかったため、募集人に教わりながら告知書を記載した。
- (3) 募集人に言われて病名を調べたことや、病名を知らせるために自分の妻が募集代理店に行った時のLINEのやりとりが残っている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人から、熱中症により生じた一過性の動悸やめまいにより受診したことは聞いていたが、心房細動あるいは不整脈といった言葉は出ておらず、心房細動に対する投薬が行われていたことや、3か月後の検査指示を受けていたことについて一切話はなかった。
- (2) 募集人は、告知書に書かれた内容の詳細は把握しておらず、申立人に聞いた話そのまま告知書に書かれているものと認識していた。
- (3) 申立人の主張は、裁定審査会への申立ての前後で発言の変遷があつて信用性が認められず、申立人の主張する告知妨害や不告知教唆の事実の存在を認めることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件を判断するためには、申立人と保険会社の主張が対立しているほか、双方の主張を裏付ける証拠が提出されていることからすれば、詳細な事実認定を前提とした慎重な検討が必要であり、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者の反対尋問権も保障されている裁判手続における証人尋問手続を経て、慎重な事実確認および法的な検討をすべきと考えられることから、裁定手続を打ち切ることとした。